



平成 21 年 [REDACTED] 賠償請求事件

原 告 [REDACTED]

被 告 株式会社セントラルマーケット

答 弁 書

平成 22 年 [REDACTED] 日

[REDACTED] 裁判所 御中

東京都港区南麻布 4 丁目 14 番 6 号

電 話 03 (5798) 8833

ファクシミリ 03 (5798) 8990

被告

株式会社セントラルマーケット

代表取締役 加藤昌穂



第 1 請求の趣旨

- 1 原告の請求を棄却する
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との裁判を求める。

第 2 請求の原因に対する認否

- 1 1 項

認める。被告の運営するインターネット広告媒体「マネーマーケット」  
は、通常ファックスによる申し込みのみでの受注形態をとっている。



## 2 2項

争う。「マネーマーケット」では、あくまでも広告枠の提供をおこなうものであり、個別商品の販促等の企画などが別途発生する場合には、「マネーマーケット申込書」(乙第1号証)中のマネーマーケット特典枠に記載した、サービスを提供するが、本件の場合、「マネーマーケット」への掲載のみの申し込みであるため、特に案内はおこなっておらず、役務提供を全ておこなっている。

また、原告の主張する、悪用された「東京都経営革新計画」(甲第1号証改め甲第7号証)は、見てのとおり誤解を誘導するものではなく、会社の説明資料として事実を記載しているものであり、特別に意図された表現でない事は、明らかである。さらに原告の言う、東京都産業労働局からの指導等は今もって特にない。

## 3 3項

争う。原告は平成18年11月30日付で、「マネーマーケット申込書」(乙第1号証)と「マネーマーケットの支払に関する覚書」(乙第2号証)を被告へFAXにより申し込みをおこなった。

その後、被告からの請求書(乙第3号証)に基づき、平成18年12月1日に105,000円の振り込み手続きをおこなった。

さらに、原告は申込書記載のとおり、申込後のキャンセルは出来ないことを知りながら、広告効果が思ったように上がらなかつたため、契約破棄を要望してきたものである。  
*重要*

広告効果は、販売商材の需要によるところが大きく、原告が主張する売れない理由を、当社媒体のせいと、責任転嫁していることは明らかである。

また、原告は、本遣り取りが基で体調を崩したとも証言しているが、そもそも、本件と原告の言う「多大な業務妨害を被り、精神的にも癒しがたい苦痛、損害を受けた」ことについて、具体的な裏付けが全く無く、全く



根拠の存在しないものであり、原告は、言い掛けりをつけ、金品を奪取する目的であるのは明らかであり、極めて乱暴かつ悪意をもった主張である。

### 第3 被告の主張

1 今回の原告の申し込み内容は、甲第5号証2頁に記載のとおり、通常申し込みではなく、あくまでもお試しコースでの期間限定のものであり、また、通常3ヶ月掲載のところ、被告の好意で1年間無償サービスとして提供をおこなったものであり、被告は申込書記載の役務提供義務は全て履行済みである。

以上の次第であって、そもそも原告の主張する被告の義務は存在しないかあるいは既に履行済みであるため、被告に債務不履行は存在せず、原告の主張は失当である。

2 被告は、本件訴訟にかかる実費について、原告に請求をするものとする。

なお、本件は、反訴提起のため、通常訴訟でご審理ください。